

台風第 21 号による災害救助法の適用に係る緊急雇用対策等について

このたびの台風第 21 号による災害により、平成 27 年 9 月 28 日に災害救助法が適用されたことによって、沖縄労働局では、被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、当面の緊急雇用対策等を下記のとおり実施します。

記

- 1 来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱い
別紙をご覧ください。
- 2 災害時における求職者給付の支給に関する特別措置
別紙をご覧ください。
- 3 沖縄県知事が災害救助法に基づき適用地域に指定した地域は
与那国町（八重山公共職業安定所 管轄）
法適用日は、平成 27 年 9 月 28 日になります。
- 4 台風 21 号の影響による相談窓口
 - (1) 八重山公共職業安定所においては、次の相談を受け付けています。
 - ・台風第 21 号により被災した事業場における雇用維持等に関すること。
 - ・台風第 21 号により被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関すること。
 - ・台風第 21 号の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること。八重山公共職業安定所
石垣市登野城 5 5 - 4 石垣地方合同庁舎 1 階
TEL 0980-82-2327
 - (2) 八重山労働基準監督署においては、次のような相談を受け付けています。
 - ・台風第 21 号の影響に関連した賃金、解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。八重山労働基準監督署
石垣市登野城 5 5 - 4 石垣地方合同庁舎 2 階
TEL 0980-82-2344

災害時における雇用保険制度の特別措置について

平成 27 年 9 月 28 日、台風第 21 号による被害の影響に係る災害救助法適用（与那国町）に伴い、沖縄労働局では、雇用保険制度について以下の特別措置を実施します。

1 雇用保険失業給付を受給中の方へ

与那国町役場へ来所できない求職者の方々のための失業の認定日の取り扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、指定された失業の認定日にやむを得ず、与那国町役場に来所できなかったときは、与那国町役場に申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。
失業の認定日に与那国町役場に来所できなかった方は、与那国町役場にお申し出ください。

(問い合わせ先) 与那国町役場 長寿福祉課 T E L : 0980-87-2241

2 労働者の方へ

災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

(1) 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

(2) 特別措置の内容

次の要件を満たす方は、雇用保険上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける与那国町に所在する事業所で雇用される方(注①)で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業(注②)することになったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

(注①：雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

(注②：災害により直接被害を受け休業した場合が対象となります。)

(3) 制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方は、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意ください。

(問い合わせ先) 八重山公共職業安定所 業務係 T E L : 0980-82-2327 (代)

3 事業主の方へ

被災により休業を余儀なくされた雇用保険適用事業所の手続き

雇用保険の被保険者が、上記2の特別措置を受けるためには、事業主の手続きである。「雇用保険資格喪失届」及び「雇用保険離職証明書」の提出(離職票の発行手続き)が必要です。

離職証明書「⑦離職理由欄」の「6その他」に、被災により事業所が休業するに至ったため一時的に解雇することを余儀なくされた旨及び当該離職者の再雇用予定年月日を明記してください。

(問い合わせ先) 八重山公共職業安定所 業務係 T E L : 0980-82-2327 (代)